

公 告

次のとおり、条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年5月30日

収支等命令者

佐賀県有明水産振興センター所長

中島 則久

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 物品名 | 海況自動測定体制構築事業のうち水質テレメータシステム |
| (2) 規格・数量 | 別添仕様書による |
| (3) 納入期限 | 令和7年12月9日（火） |
| (4) 納入場所 | 別添仕様書のとおり |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 当該案件の公告日までに完了した、国又は地方公共団体との間において、有明海で当該物品と同種の契約、保守又は修理の実績を有すること。
- (3) 有明海隣接県内（長崎・佐賀・福岡・熊本）に、本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴

力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当

〒849-0313 佐賀県小城市芦刈町永田 2753-2

佐賀県有明水産振興センター ノリ研究担当 山田

TEL 0952-66-2000

(2) 入札条件書等の入手方法

令和7年5月30日(金)から令和7年6月17日(火)まで、佐賀県のホームページに掲載する。

(3) 入札説明会

実施しない。

なお、仕様書記載の参考機種以外で応札する場合は、「応札物品承認申請書(様式第1号)」を令和7年6月10日(火)午後5時(必着)までに3(1)の部署へ持参又は郵送により提出し、事前に承認を得ること。

(4) 入札参加資格の確認

- ① 入札に参加しようとする者(以下、「入札者」という)は、入札参加資格確認申請書(様式第2号)に、次のア、イを添付のうえ、3(1)の担当者に持参(令和7年6月9日(月)午後5時まで)、又は書留により郵送(令和7年6月9日(月)午後5時(必着)まで)してください。

ア 営業概要書(様式第3号)

イ 同種業務履行実績調書(様式第4号)

- ② なお、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。
- ③ 提出があった関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じる必要がある。また、必要に応じて、追加資料の提出を求められることがある。
- ④ 提出された資料は、返却しない。なお、提出された資料を当該業務に関する目的以外に使用しない。
- ⑤ 入札参加資格の確認結果は、令和7年6月11日(水)までに通知します。また、通知の結果、参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を令和7年6月18日(水)までに3(1)の担当課に書面で請求することができます。

(5) 入札者の参加資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失う。

- ① 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特

別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

- ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と認められるとき。
- ③ その他本件業務に着手し、又は本件業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

(6) 入札書の提出期限、提出先及び提出方法

- ① 提出期限 令和7年6月16日(月) 午後5時必着
- ② 提出先 上記3(1)の部署
- ③ 提出方法 上記3(1)の部署に郵送(書留郵便又は交付記録郵便とする特定封筒郵便物)すること。郵便封筒表紙には「海況自動測定体制構築事業のうち水質テレメータシステムの入札書在中」と朱書きすること。提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。

(7) 開札の日時及び場所

- ① 日 時 令和7年6月17日(火) 午前10時
- ② 場 所 佐賀県有明水産振興センター 2階研修室

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金
佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。
- ② 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 契約条項を示す場所

3(1)に同じ。

(3) 入札の方法に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、開札の結果、落札となるべき同価の入札が2者以上の場合、抽選(くじ)で落札者を決定するため、入札書の「くじ番号」の欄に任意の3桁の数字を記入すること。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ① 参加する資格のない者

- ② 当該入札について不正行為を行った者
- ③ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- ④ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- ⑤ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- ⑥ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- ⑦ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ⑧ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ⑨ 1 人で 2 以上の入札をした者
- ⑩ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。

- ① 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返す。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに抽選を実施し、落札者を決定する。なお、抽選の方法については、別添に示す「同価抽選の方法」により決定する。
- ③ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、再度入札を行うこととし、改めて入札日を通知する。
- ④ 入札の実施回数は 3 回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

(7) 最低制限価格 有

本入札は、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき、佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領 4（2）による最低制限価格を設定しています。最低制限価格を下回った入札者は、「失格」となります。

(8) 代金の支払方法

適正な請求書を受理してから 30 日以内に一括払。